

○羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱

平成26年5月29日

教委告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する事業に対して、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が名義の使用（以下「後援等名義使用」という。）を承認する場合の基準および手続等について必要な事項を定めるものとする。

(名義及び承認の種類)

第2条 教育委員会の承認により使用できる名義は、「羽島市教育委員会」とする。

2 名義使用にかかる承認の種類は後援及び共催（以下「後援等」という。）とし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後援 教育委員会がその趣旨に賛同するもの
 - (2) 共催 教育委員会が主催者と共同して事業を執行するもの
- (後援等の基準)

第3条 教育委員会が後援等を承認する事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体
- (2) 学校教育団体
- (3) 社会教育団体
- (4) その他教育長が適当と認める個人又は団体

2 後援として名義の使用を承認する事業は、教育委員会がその趣旨に賛同する事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかの事業のうち公益性を有するもの
 - ア 児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の教育、福祉若しくは保健衛生に関する事業
 - イ 家庭教育又は幼児教育の支援に関する事業
 - ウ 文化芸術又はスポーツに関する事業のうち児童生徒が参加若しくは体験するもの
 - (2) 事業の目的、内容及び主催者が明確なもの
 - (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が適当と認めたもの
- 3 共催として名義の使用を承認する事業は、教育委員会が主催者と共同して事業を

執行する事業で、前項各号に規定する要件を満たすものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等名義使用の承認を受けることができない。

- (1) 特定の党派、宗教及び宗派を支持支援する事業と認められるもの
- (2) 公共性を有しないもの
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (8) 市教育行政の運営に支障を来たすもの
- (9) その他後援等名義使用の承認を行うことが不適当と認められるもの

(後援等の名義使用の方法)

第4条 後援等名義使用の承認を受けた事業の主催者は、教育委員会が後援等をしている旨を当該事業に関する発行物等に表示し、又は公表することができる。

(申請手続)

第5条 教育委員会の後援等名義使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1箇月前までに後援等名義使用承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付して教育長に提出しなければならない。この場合において、当該事業が料金を徴収する事業であるときは、収支予算書を添付しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容がわかるもの
- (2) 主催者等の活動を明らかにするもの
- (3) その他教育長が必要と認めるもの

(後援等名義使用の承認)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、可否を決定し、承認するときは、後援等名義使用承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは後援等名義使用不承認通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により承認を受けた者は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたとき又は事業を中止するときは、速やかに後援等名義使用記載事項変更等届出書（別記第4号様式）により、教育長に届け出なければならない。

- 2 教育長は、前項に定める変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して、後援等変更承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 教育長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、第6条の規定により後援等名義使用を承認した事業について次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しない。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 第3条第1項から第3項までに規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第4項各号の規定のいずれかに該当したとき。
 - (3) 主催者が第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
 - (4) 前条の規定による中止の届出があったとき。
- 2 前項の規定により後援等名義使用の承認を取り消したときは、後援等名義使用承認取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 後援等名義使用の承認を取り消された者は、通知を受けた後援等名義使用承認通知書を返還しなければならない。

(事業の実施報告)

第9条 申請者は、事業終了後1箇月以内に後援等名義使用承認事業実施報告書（別記第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

- 2 事業が料金を徴収する事業であったときは、前項の事業実施報告書に収支報告書を添付しなければならない。

(後援等名義使用の承認の状況の報告)

第10条 教育長は、後援等の承認の状況を取りまとめ、教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日教委告示第40号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委告示第7号）

(施行日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年10月26日教委告示第19号）

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日教委告示第5号）

この告示は、令和6年3月21日から施行する。

附 則（令和7年3月21日教委告示第6号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の羽島市教育委員会後援等承認事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る後援等名義使用の承認から適用し、同日前の申請に係る後援等の承認については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の羽島市教育委員会後援等承認事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。